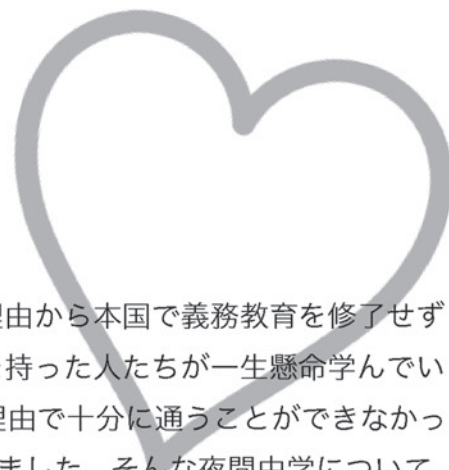


心温かい人々が暮らす町

- にぎやかそ美波町 -



○「夜間中学」を知っていますか？

戦後の混乱期の中で義務教育を修了できなかった人や、様々な理由から本国で義務教育を修了せずに日本で生活を始めることになった外国籍の人など、多様な背景を持った人たちが一生懸命学んでいます。最近では、形としては中学校を卒業していても不登校などの理由で十分に通うことができなかった人たちの“学び直しの場”としての役割も期待されるようになりました。そんな夜間中学について、ご紹介します。

○「夜間中学」とは？

公立中学校の夜間学級、いわゆる「夜間中学」は、中学校のうち、夜の時間帯に授業が行われる学級のことをいいます。戦後の混乱期には生活が大変で、中学校に通う年齢の人の中には、昼間は仕事をしたり、家事手伝いをしたりと、昼間に中学校へ通うことができなかった人がいました。そこで、昭和 20 年代初頭、そういった人たちに義務教育の機会を提供できるように、仕事などが終わった後、公立中学校の二部授業という形で、夜に授業が受けられる夜間学級を設置したのが夜間中学の始まりです。昭和 30 年頃には、設置中学校の数は 80 校以上を数えましたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少し、現在では 10 都府県 28 市区に 34 校が設置されています。

現在、夜間中学に通っている人たちは、例えば、戦後の混乱期に学齢期を迎えたために学校に通えなかった人や、いわゆる中国残留孤児の人、親の仕事や結婚などに合わせて来日したものの日本の学齢を経過していた人、昼間の中学校で不登校となって中学校を卒業しなかった人、不登校等のためにほとんど学校に通えないまま、学校の教育的配慮により中学校を卒業した人など様々ですが、いずれも、何らかの事情で学齢期に義務教育の機会を十分に得られなかった人たちです。夜間中学では、このような多様な背景を持った人たちの学びたいという願いに対応して幅広い教育を行うなど、学びの機会の確保に重要な役割を果たしています。

また、昼間の中学校で不登校となっている生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れ、支援を行うことも可能となっています。現在のところ、このような生徒を受け入れている夜間中学はありませんが、今後、夜間中学によって受け入れが行われるようになることも考えられます。

平成 28 年 12 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第 14 条において、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられました。今後、自治体においては、夜間中学の新たな設置や、いわゆる自主夜間中学等における学習活動への支援などに取り組むことが求められます。

「2021 年（令和 3 年）4 月徳島に全国初となる県立の夜間中学が開校します」

町民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会をめざしましょう。

「心温かい人々が暮らす、賑やかな過疎の町」美波町であり続けるために人権について考え守っていくことがまさに、“にぎやかそ”美波町づくりにつながります。このコーナーでは人権に対する思いを掲載していきます。